

令和3年8月10日

会 員 各 位

公益社団法人 不動産保証協会静岡県本部
本部長 疋田 貞明
教育研修委員長 鈴木 薫

「令和3年度第1回eラーニングによる法定研修会」の実施について（ご案内）

～令和3年度よりシステムを簡素化し、視聴しやすくなりました～

平素は当本部の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、静岡県本部主催による「令和3年度第1回eラーニングによる法定研修会」を下記要領により実施いたします。本研修会は、宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づく法定のものとなりますので、必ず受講していただけますようお願い申し上げます。

記

実施期間 **令和3年8月17日から10月31日まで**

（11月1日以降は受講できませんのでご注意ください）

講義内容 1. 「不動産取引における紛争事例と解決のポイント」（約90分）

講師 弁護士 江口 正夫 氏

2. 「令和3年度税制改正のポイント」（90分）

講師 税理士 上野 雄一 氏

受講方法 上記実施期間中、任意の時間において、受講者のオフィス、自宅、その他インターネットアクセスが可能かつ受講に適した場所で、「ラビーネット」にアクセスし、「全日保証eラーニング研修会」のコンテンツから講義動画を視聴する方法

(eラーニングとは)

※「ラビーネット」URL <https://portal.rabynet.zennichi.or.jp/>

※受講するにはラビーネットのIDとパスワードが必要となります。

IDとパスワードの設定が分からない場合は、下記までお問い合わせください。

※受講方法等は「eラーニング研修システム（法定研修会）の操作マニュアル」をご参照ください。 (<https://shizuoka.zennichi.or.jp/>)



動作環境 安定した動画再生ができるパソコン・タブレット等の端末とインターネット回線

受講対象者 当本部に所属する会員の代表者、宅地建物取引士及び宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者

※静岡県内に所在する本店又は支店について、それぞれ各事務所にて1名以上の受講が必須となります（他の都道府県に所在する支店は対象外です）。

受講完了条件 講義動画の全編（全ファイル）を最後まで視聴し、講義ごとに設定された効果測定
の設問について5割以上正解すること

※研修済証は効果測定終了後に必要な方のみダウンロードいただく形式となります。

問い合わせ先 公益社団法人 不動産保証協会静岡県本部

TEL：054-285-1208 / FAX：054-284-0913 / Mail：info@shizuoka.zennichi.or.jp

以上